

登録受付期間 令和4年2月7日(月)から3月7日(月)まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本校の施設を利用される団体には、以下の対応をお願いしています。登録申請をされる際は、以下の点をご了承の上、お申し込みください。

- 1 施設使用にあたっては、各スポーツ団体が定める「感染症拡大予防ガイドライン」を遵守していただきます。
- 2 マスクの着用、石鹸及びアルコール等の消毒液の持参、ソーシャルディスタンスの確保、換気の実施(体育館)などの感染症対策を徹底してください。
- 3 利用当日の体温や健康状態を確認する「体調管理チェックシート」を、本校の施設を利用する方全員(対戦相手・コーチ・見学者等を含む。)に提出していただきます。
- 4 非常事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用、東京都教育委員会の決定に基づき、使用を中止する場合があります。

令和4年2月1日

令和4年度 施設開放事業実施に伴う登録団体の受付について

令和4年度の施設開放事業実施に伴い、下記のとおり登録団体の募集を行います。登録を希望される団体は下記「都立学校開放施設の使用に関する条件」及び別紙「施設使用に関する決まり」を確認の上、受付期間内に書類を提出してください。

記

1 都立学校開放施設の使用に関する条件

(1) 団体登録要件

下記の2つの要件を満たすものとします。

(ア) 下表の団体区分及び定義に該当する団体であること。

(イ) 別紙「施設使用に関する決まり」を遵守できる団体であること。

団体区分	定義
地域スポーツクラブ	「地域」の日常的なスポーツ活動の場として、子供から大人まで、また、高齢の方や障害のある方を含め、すべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営する団体で、所属する区市町村に「地域スポーツクラブ」として登録されている団体
地域青少年スポーツ団体	「地域」に在住・在勤・在学する青少年(児童・生徒・高校生相当の18歳まで)を主な構成員とする10名以上の団体及び主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする者で構成された10名以上の団体

地域スポーツ団体	主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
一般スポーツ団体	スポーツ活動を目的とした10名以上で構成された広域団体
障害者団体	障害のある人（支援者を含む。）で構成された5名以上の団体

※「地域」とは田無特別支援学校（以下「学校」といいます。）が所在する西東京市及び近隣する区市町村です。具体的な範囲は、本校の都立学校開放事業運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）が定めます。

（2）開放施設及び利用できる主な競技

- （ア）体育館 約408㎡（24m×17m）
バドミントン、バスケットボール、ダンス等
※公式戦が可能な広さはありません。
- （イ）グラウンド 約2777㎡
野球、サッカー、グラウンドゴルフ等
※試合が可能な広さや照明、ゴールポスト等の設備はありません

（3）使用許可期間

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日の土曜日、日曜日、祝日
ただし、下記の期間は使用できません。
- （ア）学校行事のある日（体育祭、文化祭、部活動など）
- （イ）年末年始及び学校閉庁日
- （ウ）4月上旬及び3月全期間（3月は体育館のみ）
※詳細な使用可能日は、団体登録が完了した時点でお知らせします。

（4）使用時間帯

- （ア）体育館
 - ①午前9時から午前12時
 - ②午前12時から午後3時
 - ③午後3時から午後6時
 - ④午後6時から午後9時
 - （イ）グラウンド
 - ①午前（おおよそ午前9時から午前12時）
 - ②午後（おおよそ午後1時から午後5時）
- ※いずれの施設・時間帯も準備及び片付けの時間を含みます。

（5）施設使用料

- （ア）体育館
 - ①基本使用料 1コマ（3時間）につき400円
 - ②空調設備使用料 1コマ（3時間）につき400円
- ※空調を使用できる期間は原則、7月から9月までです。空調設備使用料

は冷房使用の希望があった場合にお支払いいただきます。

- (イ) グラウンド
無料

2 団体登録申請方法について

- (1) 団体登録受付期間

令和4年2月7日（月）から令和4年3月7日（月）まで

- (2) 申請書類（ホームページからダウンロードできます。）

- ①都立学校施設使用団体登録申請書
②登録団体構成表

- (3) 申請方法

上記申請書類を受付期間内に郵送若しくは学校窓口に直接持参

3 団体登録及び使用申込について

- (1) 提出された申請書類を運営委員会で審査の上、登録が認められた団体には、「都立学校施設使用団体登録証」（以下「登録証」といいます。）を交付します。

- (2) 登録証を交付された団体は、以下の書類を学校に提出します。

- ①管理指導員承諾書
②都立学校開放施設使用申込書

※管理指導員とは、使用施設の開錠・施錠や安全確保、管理指導日誌の記録などに従事していただく方です。

- (3) 各団体から提出された都立学校開放施設使用申込書に基づき、運営委員会で調整をします。希望日が重なった場合は、障害者団体を優先します。

- (4) 使用日決定後、都立学校開放施設使用承諾書を交付します。

- (5) 学校行事等が最優先となるため、使用許可後に学校運営上、体育館・グラウンドを使用する必要が生じた場合、許可を取り消させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 提出・問い合わせ先

〒188-0012

西東京市南町5-15-5

東京都立田無特別支援学校

経営企画室 五十嵐（いがらし）

電話 042(463)6262

ファクス 042(463)6139